

事前審査等（相談）につきまして

- ・ **事前審査の受付対象は、設計者自ら及び確認機関での整合性等までは事前審査済みの内容とします。** 事前相談はその限りではありません。（まだ初期計画段階のものから相談いただけます。）
- ・ 事前審査済みであっても、本審査の際に指摘が出る場合もあります。
- ・ 事前審査を行なえる案件は、原則として当センターへ構造計算適合性判定を依頼する案件が対象です。
- ・ 従来通り、事前審査を行なわないで本審査を行なうことができます。その場合、確認機関で整合性等まで審査・訂正済みであれば、時間短縮ができる可能性があります。
- ・ 事前審査の際に送っていただく図書等は、
 - 1000 m²以上の場合
 - ◇ 本受付時と同様の書類内容（意匠図、構造図、必要な設備図、構造計算書等）を1部と、そのPDF化した書類が収録されたCD-R（またはDVD-R）を1枚を原則とします。PDFが用意できない時は、さらに紙に印刷されたものを1部（合計2部になる）とします。
 - 1000 m²未満の場合
 - ◇ 本受付時と同様の書類内容（意匠図、構造図、必要な設備図、構造計算書等）を1部とします。
- ・ 事前審査のおおよその流れ
 - 事前相談等記録票送付（事前審査申し込み）→書類受領→事前審査（審査まで数日お時間をいただくことがあります）→審査結果お知らせ→メールにて補正等受領→補正確認→本受付準備